

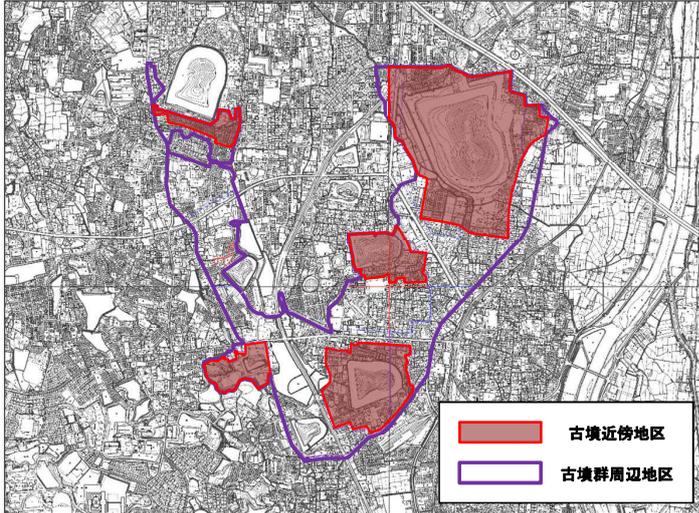
# 建築物の「色・形ほか」の制限について（概要）

## 1. 古市古墳群周辺景観地区の区域

〈景観地区〉  
古市古墳群周辺景観地区

古墳近傍地区

古墳群周辺地区



## 2-1. 景観地区の制限内容（基準）

### ●一般基準

- 地形・自然特性に関する基準
- 歴史・文化特性に関する基準
- 市街地特性に関する基準

### ●項目別基準

- 通り外観
- 屋根・壁面
- 色彩
- 附属建築物・建築設備

## 2-2. 景観地区の制限内容（色彩<<一部例>>）

○大規模建築物の外壁			○中・小規模建築物の外壁 ○大・中・小規模建築物の屋根、門及び塀	
	明 度	彩 度		彩 度
橙 (YR) 系	6 以上	4 以下	橙 (YR) 系	6 以下
赤 (R) 系	6 以上	3 以下	赤 (R) 系	4 以下
青 (B) 系	6 以上	2 以下	青 (B) 系	2 以下

彩度	明度 → 1 2 3 4 6 8 10 12 14													
	橙 (YR) 系													
9	[Color swatches for Orange (YR) series at intensity 9]													
6	[Color swatches for Orange (YR) series at intensity 6]													
2	[Color swatches for Orange (YR) series at intensity 2]													
彩度	明度 → 1 2 3 4 6 8 10 12 14													
	赤 (R) 系													
9	[Color swatches for Red (R) series at intensity 9]													
6	[Color swatches for Red (R) series at intensity 6]													
2	[Color swatches for Red (R) series at intensity 2]													
彩度	明度 → 1 2 3 4 6 8 10 12 14													
	青 (B) 系													
9	[Color swatches for Blue (B) series at intensity 9]													
6	[Color swatches for Blue (B) series at intensity 6]													
2	[Color swatches for Blue (B) series at intensity 2]													

### 3. 景観地区の区域における必要な手続き

#### ●景観法第63条第1項

景観地区内において建築物の**建築等をしようとする者は**、あらかじめ、その計画が、《景観地区の制限内容》に適合するものであることについて、申請書を提出して**市長の認定を受けなければならない。**

#### ●景観法第63条第4項

認定証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築等の**工事は、することができない。**

### 4. 景観地区の区域における適用除外（一部）

“古墳群周辺地区”の「小規模建築物」  
⇒認定手続きが**不要**《制限は「努力義務」》

### 5. その他

古市古墳群周辺景観地区では・・・

※「羽曳野市景観計画」に基づく**建築物の建築等**に関する**届出は不要**です。

※「羽曳野市景観計画」に基づく**工作物の建設等**に関する**届出は必要**です。